

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

目 次

### 告 示

- 自衛官採用試験の試験期日及び試験場を定める件 三六七
- 患者又は疑似患者の発見について届出があった件 三六七
- 県営土地改良事業を廃止した件 三六八
- 土地区画整理法により換地処分をした旨届出があった件 三六八

### 公 告

- 公募型プロポーザル方式により契約の見積入を選定する件 三六八
- 地域森林計画の家を定めた件 三六八
- 地域森林計画の変更案を定めた件三件 三六八
- 福島県教育委員会 三六八
- 福島県教育委員会の所管に属する貸金支弁職員の雇用等管理規程の一部を改正する訓令 三六八
- 平成二十四年十月十二日付け定例第二千四百二十七号中 三六八

### 告 示

#### 福島県告示第五百三十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十四年度第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（男子）の採用試験について、次のとおり定める。

平成二十四年十一月九日

福島県知事 佐藤雄平

#### 一 受付期間

平成二十四年十一月十二日（月）から同年十二月三日（月）まで

#### 二 採用の区分及び採用予定数

- 1 陸上自衛隊 若干名
- 2 海上自衛隊 若干名

#### 3 航空自衛隊 若干名

#### 三 試験種目及び試験期日

試験種目	試験期日
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）	平成二十四年十二月八日（土）、同月九日（日）又は同月十日（月）のうち指定する一日
適性検査	
口述試験	
身体検査	

#### 四 試験予定会場

名 称	位 置
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町長右エ門林一番地

#### 五 採用時期

平成二十五年三月下旬又は同年四月上旬

#### 六 応募資格

平成二十五年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

#### 七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四一五四六一九一九

（災害対策課）

#### 福島県告示第五百三十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患者又は疑似患者となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十四年十一月九日

福島県知事 佐藤雄平

病 名	畜 種	患者及び疑似患者の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘 要
ヨネ	めん羊	患者	一頭	福島市	平成二十四年一〇月三二日	殺処分

（畜産課）

## 福島県告示第五百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、作田前地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を廃止した。この廃止後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

福島県知事 佐藤 雄平

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業廃止処理計画書の写し

## 二 縦覧の期間

平成二十四年十一月十二日から

同 年十二月三日まで（二十二日間）

## 三 縦覧の場所

新地町役場

（農村計画課）

## 福島県告示第五百四十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第一百三十三条第三項の規定により、会津坂下町から会津坂下都市計画事業中村街道線第一土地区画整理事業（第二工区）について換地処分をした旨届出があった。

平成二十四年十一月九日

福島県知事 佐藤 雄平

（まちづくり推進課）

## 公 告

## 公告第三百二十三号

福島県環境創造センター（仮称）整備事業基本設計・実施設計業務について、公募型プロポーザル方式（特定テーマに係る技術提案を記載した書類（以下「技術提案書」という。）を公募し、当該業務にふさわしい総合的に優れた技術提案書を提出した者を随意契約の相手方とする方式）により当該業務に係る契約の見積入を選定するので、次のとおり公告する。

平成二十四年十一月九日

福島県知事 佐藤 雄平

## 一 業務の概要

- 業務名 福島県環境創造センター（仮称）整備事業基本設計・実施設計委託業務
- 業務内容 福島県環境創造センター（仮称）整備事業に係る基本設計・実施設計委託業務

## 二 提案資格

技術提案書を提出することができる者は、評価基準日（平成二十四年十二月十七日）

において、1のAからキまでに掲げる条件を全て満たしている一者又は2のAからキまでに掲げる条件を全て満たしている設計共同体（2以上の者が当該プロポーザルに係る業務を共同連帯して請け負う場合における各者の総称をいう。以下同じ。）とする。

## 1 設計共同体でない一者の資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項各号の規定に該当しない者であること。
- 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- 建築士法第二十六条第二項の規定による当該建築士事務所の閉鎖の命令を受けていない者であること。

福島県から入札参加資格制限を受けていない者であること。

暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に該当しない者であること。

カイに規定する登録に係る建築士事務所に所属する一級建築士が二名以上であること。

キ 延べ床面積一万平方米以上の建物（工場、倉庫、ショッピングセンター、競技場等を除く。）の実施設計実績（過去十五年間の国内の実績で、改修に係るものを除く。以下同じ。）を有する者であること（実施設計実績は、設計共同体の構成員として行った業務については、代表者として行ったものに限る。）。

2 設計共同体の資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- 二者又は三者で構成する設計共同体であること。
- 構成員は、1のAからオまでに掲げる条件を全て満たす者であること。
- 構成員のうち一者以上が、1のカ及びキに掲げる条件を満たす者であること。
- 設計共同体の協定書を締結している者であること。
- 構成員の分担業務が、業務の内容により設計共同体協定書において明らかであること。
- 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。
- 構成員において決定された設計共同体の代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

## 三 選定基準及び選定の方法

## 1 ヒアリングを要請する者の選定

提出された技術提案書については、平成二十四年十二月二十七日（木）に次に掲げる事項を審査し、ヒアリングを要請する者を五者程度選定する。

なお、選定された者に対するヒアリングの要請及び選定されなかった者に対する通知は、書面により行う。

ア 放射性物質を安全に取り扱うとともに、モニタリングや除染の調査研究等の業務を円滑に行うために、施設及び諸室の配置を考える上での着眼点（ここでいうモニタリングとは、環境中から採取した試料の分析及び測定並びに県内全域の空間線量率の常時監視等をいう。）

イ 情報収集・発信、教育・研修、見学者の来訪等に対応して地域に開かれた施設とするための着眼点

ウ 災害時に機能を維持できる構造及び設備とするための着眼点

エ 建設コスト及び維持管理コストの低減に配慮し、省エネ化や低炭素化が図られた施設整備とするための着眼点

オ 短期間で効率よく設計及び整備を行い、早期に供用するための考え方

カ 原子力災害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故による災害）からの復興を進める施設としてふさわしいデザインの方

## 2 ヒアリングの実施

ヒアリングについては、平成二十五年一月十二日（土）に1のAからカまでに掲げる事項について実施し、最も優れた者を選定する。

なお、審査結果は、ヒアリング参加者全員に対して書面により通知する。

## 四 参加の手続等

### 1 問い合わせ先

郵便番号九六〇―八六七〇 福島市杉妻町二番十六号  
福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課  
電話〇二四―五二一―七二五八

### 2 募集要領及び各種様式の配布

ア 配布期間  
平成二十四年十一月九日（金）から平成二十四年十一月二十二日（木）まで（土曜及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

### イ 配布方法

1に掲げる場所において手交し、又は郵送する。ただし、郵送による配布を希望する場合は、宛先明記の返信用封筒（日本工業規格A列四番の大きさの用紙が二十枚程度入る大きさで、二百円分の郵便切手を貼ったもの）を同封して、1に掲げる場所まで簡易書留郵便で請求することとし、配布期間内の消印のあるものに限り有効とする。

なお、公募型プロポーザル募集要領及び各種様式等については、福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課ホームページ（[http://www.cms.pref.fukushima.jp/pep\\_portal/contents?CONTENTS\\_ID=31911](http://www.cms.pref.fukushima.jp/pep_portal/contents?CONTENTS_ID=31911)）からダウンロードして入手することができる。

### 3 質問書

技術提案書の作成又は提出に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

### ア 提出期間

平成二十四年十一月九日（金）から平成二十四年十一月十六日（金）まで（土曜及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

### イ 提出方法

1に掲げる場所に持参又は郵送によるほか、ファクシミリ又は電子メール（[zntalki@pref.fukushima.lg.jp](mailto:zntalki@pref.fukushima.lg.jp)）によって提出することができる。ただし、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、必ず質問書送信の旨を電話により連絡し、後日、質問書を持参又は郵送により提出すること。

### ウ 回答

質問に対する回答は平成二十四年十一月二十一日（水）から同年十二月十七日（月）までの間、福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課のホームページ（[http://www.cms.pref.fukushima.jp/pep\\_portal/contents?CONTENTS\\_ID=31911](http://www.cms.pref.fukushima.jp/pep_portal/contents?CONTENTS_ID=31911)）に掲載するほか、書面による回答を希望する者には1に掲げる場所において回答書を手交する。

## 4 技術提案書の提出

### ア 提出期限

平成二十四年十二月十七日（月）午後五時まで

### イ 提出方法

1に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留によるものとし、提出期限内必着とする。

## 5 見積書の徴取

3の2に定めるところにより選定された者から、当該契約に係る見積書を徴取する。

## 五 その他

### 1 技術提案書の提出の無効

プロポーザル提案者が次のいずれかに該当する場合、技術提案書は無効とする。

### ア 提出者が二に定める資格を満たしていない場合

イ 同一の者が二つ以上の技術提案書を提出した場合

ウ 技術提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合（技術提案書に参加資格の確認のための書類及び技術提案書の内容を確認するための書類が添付されていない場合を含む。）

### エ 作成様式及び作成要領に示された条件に適合しない場合

オ 虚偽の内容が記載されている場合

カ 技術提案書の提出から契約までの間に、県に報告した総括責任者及び担当技術者が本業務に携わることが困難となった場合。ただし、病气、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。

キ 公募型プロポーザル募集要領に定める手続以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

ク ヒアリング当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測

2 審査委員  
の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除く。

技術提案書の審査は、次の審査委員により行う。

時野谷 茂（会津大学短期大学教授）  
田中 知（東京大学教授）  
杉山 丞（東北大学特任教授）  
渡邊 明（福島大学教授）  
片寄 久巳（福島県生活環境部水・大気環境課長）  
山本 洋一（福島県土木部営繕課長）

3 その他  
詳細は、公募型プロポーザル募集要領及び参加表明書等作成要領による。  
（水・大気環境課）

公告第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年十一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

磐城地域森林計画書案

二 縦覧の期間

平成二十四年十一月九日から同年十二月七日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部及び福島県いわき農林事務所森林林業部  
（森林計画課）

公告第三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年十一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

阿武隈川地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

平成二十四年十一月九日から同年十二月七日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県北農林事務所森林林業部、福島県中農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部  
（森林計画課）

公告第三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年十一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

奥久慈地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

平成二十四年十一月九日から同年十二月七日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県南農林事務所森林林業部  
（森林計画課）

公告第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年十一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

会津地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

平成二十四年十一月九日から同年十二月七日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県会津農林事務所森林林業部及び福島県南会津農林事務所森林林業部  
（森林計画課）

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第五号

教育 育 庁  
教育委員会の所管に属する教育機関  
福島県教育委員会の所管に属する賃金支弁職員の雇用等管理規程の一部を改正する訓

令を次のように定める。  
平成二十四年十一月九日

福島県教育委員会

**福島県教育委員会の所管に属する賃金支弁職員の雇用等管理規程の一部を  
改正する訓令**

福島県教育委員会の所管に属する賃金支弁職員の雇用等管理規程（昭和五十年福島県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 当分の間、福島県立双葉高等学校、福島県立浪江高等学校、福島県立富岡高等学校、福島県立双葉翔陽高等学校、福島県立原町高等学校、福島県立相馬農業高等学校、福島県立小高商業高等学校及び福島県立小高工業高等学校に勤務する賃金支弁職員であつて別に定めるものに対する第七条第五項の適用については、同項中「休日勤務割増賃金」とあるのは「休日勤務割増賃金、深夜勤務割増賃金」と、「休日給」とあるのは「休日給、夜勤手当」とする。

**附 則**

この訓令は、平成二十四年十一月九日から施行し、平成二十四年四月一日から適用する。

（教育総務課）

**正 誤**

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十四年十月十二日付け定例第二千四百二十七号中

三四六	上	後ろか ら一	福島県告示第四百八十三号	福島県告示第四百八十二号
-----	---	-----------	--------------	--------------